

令和 2 年 5 月 26 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K06681

研究課題名(和文) 英国における社会資産としての宗教施設の維持保全についての研究

研究課題名(英文) Conservation and Maintenance of Religious Buildings as Social Common Capital in the UK

研究代表者

額原 澄子 (Sumiko, Ebara)

千葉大学・大学院工学研究院・准教授

研究者番号：40468814

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：英国においては、19世紀、社会不安が広がる中で、社会維持の手段として宗教が再注目された。過修復も行われたが、例えばセント・オルバンズ大聖堂の修復事業のように、考古学者や古建築保護協会からの倫理的観点から様々な批判を受けた事業もあった。一方、20世紀には社会資産となるべく複合用途教会堂が建設された。また、文化財保護行政では、使用中の教会堂は「モニュメント」の定義から外され、例外的(特権的)扱いも受けた。だが、教会堂を維持は困難を極め、実質的には民間団体が教会堂維持保全を担い、教会堂維持保全は、広くは慈善団体(Charity)または、会社(Company)に組み込まれて行ったことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

英国における宗教施設は、社会資産として維持保全あるいは新築されていく過程で、時に過修復も行われ、複合用途への転換も試みられたが、文化財である以前に宗教施設であるという認識から、法的保護体制が独自の形で進められ、結果として、不使用となった余剰教会堂はむしろ取壊しの危機は大きく、他用途への転換や、民間維持保全団体への移譲など、多様なセーフティネットが模索された上で、維持保全が進められたことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：In 19th century Britain, religious buildings were regarded as important agents for the maintenance of social stability. Some churches were inappropriately repaired or over-restored. Namely, St. Alban's Cathedral restoration was sharply criticised by many archaeologists and the SPAB. In the 20th century, dual-purpose churches were constructed to serve both religious and secular uses, hoping to maintain the size of congregations. Religious buildings in use were exemplified from the definition of monument in the legislation system of cultural properties and sometimes given a privileged status. However, because of economic difficulties, many churches became redundant and neglected. Currently, they are maintained by nongovernmental charities and companies.

It can be said that churches experienced a transformation from mere receptacles for worship to social assets of dual or multiple purposes and that they are now widely regarded as cultural properties as well as religious buildings.

研究分野：建築史

キーワード：教会堂 過修復 余剰教会堂 複合用途教会堂 慈善団体 会社登録

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

世界中の多くの国で、宗教施設はその国の歴史的建造物遺産の主要な部分を形成している。英国イングランドの登録建造物約 37 万件のうち約 14,500 件を宗教施設が占めている。そのうち、イングランド国教会に属するものは、12,500 件に上る。これらの物件は、「使用中の宗教施設」であるが、この他 1969 年から 2010 年の間に「不使用となった余剰教会堂」1,795 件が生じている。両者はともに都市農村計画法に定められる計画許可 (Planning Permission) を要する。しかし、前者は登録建造物同意 (Listed buildings consent) 保全地区同意 (Conservation Areas consent) の適用除外を受けている。これは、使用中の宗教施設は、国家による保護政策が出来る以前からあった教会の規定に則って維持保全されるのがふさわしいと考えられてきた一つの結果である。けれども、「使用中の宗教施設」でも、登録建造物である以上、他の歴史的建造物と同様の規制をされてしかるべきであるという意見は当然のことながら存在する。また、教会の内部規定により、十分な保護がなされているかが疑問視される面もある。

歴史的にみれば、そもそも、19 世紀、宗教施設の「過修復」が行われたことがきっかけとなって、大きな論争がまきおこり、J. ラスキンや W. モリスによる厳格に過ぎるとさえ言われる「古建築保護協会宣言」が起草されたことは、頼原 (2003) が指摘したのをはじめ、今日では周知の事実である。

また、20 世紀に入ると、都市への人口集中が一層進んだ地域は教区教会が不足する一方、社会的な宗教離れは 19 世紀に増して進行し、教会運営をする側としては教区教会の統廃合を考慮せざるを得ない状況となった。しかし、歴史的建造物は、社会資産の一つであるとの考えは 20 世紀前半に急速に浸透し、1932 年都市農村計画法では、建築的・歴史的価値を持つ建造物に対する「建造物保存命令」を出す制度が導入され、当然、多くの宗教施設は都市にとっての重要な景観要素と認識された。けれども、例えば、頼原 (2010) にあるように、1919 年にロンドンのシティにおいては、教会は 19 もの教会堂の取壊しを検討し、各界からの反対にも関わらず、75 あった教会堂は第二次世界大戦開戦時には 49 にまで減少した。教会の内部規定の評価基準は一般社会からは内容が不透明で、疑問視される点も多々あった。

それにも関わらず、1968 年に都市農村計画法で導入され登録建造物同意および保全地区同意の取得の義務から「使用中の宗教施設」は適用除外を受けることになった。この「例外」を取り付ける背景となったのが、1968 年の牧会法令および 1969 年の余剰教会堂およびその他宗教建築法である。これらの法律により、「使用中の宗教施設」は教会内部規定により管理をするが、「不使用となった余剰教会堂」については、一般的な歴史的建造物と同様に登録建造物同意・保全地区同意のもと管理が行われることとなり、社会から一定の理解を得たのである。

Binney & Burman (1977) *Chapels and Churches: Who Cares*. British Tourist Authority. は上述の経緯をまとめるとともに、同体制における宗教施設の維持保全に関する現地調査を行っているが、宗教施設をめぐる状況はその後変化を遂げている。

頼原 (2013) によれば、1969 年には「不使用となった余剰教会堂」の維持保全のための「余剰教会堂基金」が設立されたが、教会の抛出割合は減り続け、2008 年には国家が 8 割、教会が 2 割にまで陥り、教会が余剰教会堂の維持保全に責任を持てる経済基盤を有してはいないことは明らかである。

さらに、イングリッシュ・ヘリテージが行ったグレード I, II* の登録建造物の危機遺産調査では、宗教施設以外の場合、22,500 件のうち、危機遺産の割合は全件を調査した結果 4.1% であったのに対し、宗教施設 8,500 件は、2013 年の段階で 3,208 件しか調査が終わっていないのみならず、そのうち 536 件、すなわち 16.7% に上る建物が危機遺産となっていることが判明した。

以上のように、「使用中の宗教施設」「不使用となった余剰教会堂」ともに、維持保全の体制はいまだ十分に整えられているとはいえない。

2. 研究の目的

(1) まず、本研究では、宗教施設をめぐる保護体制の整備過程を明らかにするため、政府・民間で設立された保護団体の設立の背景、活動守備範囲の比較分析を行う。

宗教施設の登録建造物同意・保全地区同意の適用除外については、基本文献として、I. プルマー＝トーマスの「宗教施設の適用除外: I 起源」(1977)「同: II 現況」(1981) が知られるが、この著者であるプルマー＝トーマスについては、建築の専門家ではなかったため、建築史においてはほとんど言及されることがない。教会堂建築は、国家と宗教、そして文化財保護行政の間で複雑な取り扱いがなされているが、適切な保護体制を構築するには、建築専門家以外の活動が重要となってくる。その中心人物の一人として、プルマー＝トーマスの活動を見ることで、英国における各種教会堂保護団体の設立状況を明らかにする。

(2) 次に、上記の教会堂保全団体はじめ、英国で著名な歴史的建造物と環境の保全団体であるナショナル・トラストは、基本的に現在は「慈善団体」として活動しているが、中には「会社登録」をしている団体もある。活動をする中で、会社が慈善団体か、その両方となるかは、それぞれの団体の活動範囲とも関係する。

そこで、慈善団体と、会社の設立に関わる制度の成り立ちを確認したのち、各種団体の慈善団体・会社としての登録状況を比較分析することを通して、歴史的建造物保全活動の法的根拠について考察する。

(3) また、本研究の過程で、20 世紀半ばに教会堂建設協会 (Incorporated Church Building Society) によって複合用途教会堂 (Dual Purpose Churches) というものが建設されていたことを知った。複合用途教会堂とは文字通り、聖俗 2 用途を持つ教会堂であるが、複数の用途を併存させるためにとられた平面計画のバリエーションから、複合用途教会堂設計時に留意された点を考察することを通して、教会堂が宗教施設であると同時に、社会資産になりかわろうとした状況を明らかにする。

(4) さらに、英国における、宗教施設の維持保全に関する議論は、その出発点としての 19 世紀の教会堂過修復の状況を改めて検証する必要がある。19 世紀英国における過修復事例として知られるセント・オルバンズ大聖堂については、当時の建築系週刊雑誌「ビルディング・ニュース」誌および「ビルダー」誌に 1870 年から 1891 年にかけて、あわせて 260 もの記事が掲載されていることが分かった。そこで、この間の議論の経過を詳細に辿り明らかにすることを通して、教会堂が置かれた聖俗のゆらぎの状況の具体的な状況を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、文献調査と現地調査を二つの柱として、通常期には各種データベースを駆使して文献収集をすることにより基礎的情報の整理と現地調査の効率を高める準備を行い、現地調査は 1～3 週間程度の調査を各年度に行う。また、「近現代教会建築史に関する比較論的研究」を行う研究グループにて、発表・討論を行うことを通して、各国の状況との比較分析から、調査方法について情報を交換するとともに、研究の視点および近現代教会をめぐる全般的な状況についての示唆を得る。

4. 研究成果

(1) I. ブルマー＝トーマス (Ivor Bulmer-Thomas 1905.11.30-1993.10.7) はウェールズ生まれで、オックスフォード大学卒、数学と古典文学を修めたのち、ジャーナリズムに身を置き、1935 年には労働党候補として出馬、1942 年からは議員として活躍した。だが、第二次世界大戦後は、社会主義への幻滅から次第に内閣の姿勢に疑問を感じ、1950 年総選挙では議席を失った。この頃から、ブルマー＝トーマスは教会との関係を深めて行ったことが分かった。

ブルマー＝トーマスが設立に関与した教会堂の保全団体は以下の 3 団体である。

① 歴史的教会堂保存トラスト (Historic Churches Preservation Trust): 1818 年設立の Incorporated Church Building Society をもと 1953 年に設立。ブルマー＝トーマスは初代幹事 (Secretary) と幹事会委員長 (Executive Committee Chairman) を務めた。歴史的教会堂保存トラストは、使用中のキリスト教の教会堂であれば宗派によらず教会堂の修理、修復、使い続けるために必要な改修への資金とアドバイスの提供を行っている。同トラストが支援の対象を使用中の教会堂に限定している。教会堂をあくまでも宗教施設と認識しているからと考えられる。歴史的教会堂保存トラストは、使用中の教会堂保護を通して、国家宗教であるイングランド国教会を護持することを目的とした団体と認識して良いだろう。

② 「友人のいない教会堂の友の会」(The Friends of Friendless Churches): 上記の歴史的教会堂保存トラストは、「余剰教会堂 Redundant Church」に対して支援をしなかったため、ブルマー＝トーマスが初代委員長となって 1957 年に設立された。同会は、当初は教会堂を所有せず、余剰教会堂に対する資金援助を訴えることに専念、後述③の余剰教会堂基金の成立を促した。その後、1974 年、ヨークシャーのライトクリフ村セント・マシュー教会の取壊しにあたり、初めて、これを所有して、塔を残すことに踏み切ったのをはじめ、他団体が支援しない、イングランド国教会以外の宗派の物件、個人礼拝堂、そして、ウェールズの物件も取得して保護につとめた。結果、1994 年には歴史的礼拝堂トラスト (Historic Chapels Trust)、1999 年にはウェールズにおける余剰教会堂基金が設立されることになった。

③ 余剰教会堂基金 (Redundant Churches Fund) (1994 年から教会堂保全トラスト Churches Conservation Trust): 1968 年の牧会法 (Pastoral Measure) の改正で、余剰教会堂認定までの手続きが確認され、1969 年には余剰教会堂およびその他宗教施設法 (Redundant Churches and Other Religious Buildings Act) が施行され、余剰教会堂基金が設立されることとなった。ブルマー＝トーマスはここで初代委員長を務めた。同基金は、「国家およびイングランド国教会にとって重要な、歴史的・考古学的・建築的価値のある教会堂およびその一部を内容物とともに保存すること」を目的としていたが、余剰教会堂基金によっても救われぬ教会堂がまだ数多く残されていることから、むしろ、「友人のいない教会堂の友の会」の新たな役割を見出していったことが分かった。

以上の分析から、ブルマー＝トーマスは教会堂保護を担う 3 つの団体の設立に関わったが、それらは互いを補い合う関係にあり、中でも「友人のいない教会堂の友の会」は、他 2 団体の守備範囲を補足する活動の実践を通じて、国家および民間に対して教会堂保護体制の拡充を促してきた団体であったことが明らかとなった。

(2) 慈善団体 (Charity) と会社 (Company) の位置づけについて調べたところ、慈善団体は、15 世紀の修道院解体に伴い、救貧事業が衰退したことから 1601 年、エリザベス 1 世治世時に

救貧法 (The Poor Relief Act 1601) とチャリタブル・ユース法 (Charitable Uses Act 1601) ができたことを発端として発達したが、当初は、教会以外の歴史的建造物の保全はいまだ社会の便益に資する慈善事業とは見なされていなかった状況が分かった。一方、会社も 16 世紀頃から活動があったが、当初は無限責任で必ずしも、法人格も得られなかったのに対し、1844 年ジョイント・ストック・カンパニー法 (Joint Stock Companies Act 1844) で、登記によって法人格が得られることとなり、1862 年会社法 (Companies Act 1862) によって、株主の有限責任も認められるようになって行ったことが分かった。ここで、歴史的建造物の保護に関して重要なこととしては、土地所有の主体は個人または法人である必要があるが、慈善団体自体であるだけでは、法人格を有しないため、個別法で法人格を得るか、会社法によって法人格を得ることが必要だったことである。以下、ブルマー＝トーマスの設立した 3 団体と、民間保全団体の代表格のナショナル・トラストの慈善団体登録・会社登録を調査した。

ナショナル・トラスト：同団体の設立者の一人である R. ハンターは、1864 年に設立された入会地保存協会 (Commons Preservation Society) で活動していたが、同団体は自ら土地を取得せず、あくまで、自治体等へ保存の働きかけを行う団体であった。これに対して、ハンターは、土地所有ができる団体の必要性から、ナショナル・トラストを会社として設立することを提案し、1895 年、O. ヒル、H. ローンズリーとともに 1862-90 年会社法に依拠する非営利の有限責任会社として同団体を設立した。その後、1907 年にナショナル・トラスト法 (National Trust Act 1907) が個別に制定された際は、当初団体を一旦解消し、改めて同法のもと法人化され 1962 年に、ようやく慈善団体登録されたことが分かった。

歴史的教会堂保存トラスト (Historic Churches Preservation Trust)：同団体の起源である 1818 年設立の Incorporated Church Building Society は、Incorporated Church Building Society Act 1828 が制定されて、独自の法的位置付けを得ていたことが分かった。1953 年設立に歴史的教会堂保全トラスト (Historic Churches Preservation Trust) となったのち、1963 年に慈善団体登録された。2007 年、ナショナル・チャーチズ・トラスト (National Churches Trust) となったが、この団体は、設立と同時に慈善団体登録および会社登録をしていることが分かった。

余剰教会堂基金 (Redundant Churches Fund)：1968 年牧会法 (Pastoral Measure, 1968) および、1969 年に余剰教会堂およびその他宗教施設法 (Redundant Churches and Other Religious Buildings Act, 1969) という個別法によって、教会堂を取得し維持保全する活動を行ってきた。慈善団体登録も 1969 年で、設立とほぼ同時である。個別法による位置付けがあるため、1994 年に Churches Conservation Trust と改称されたが、この団体も会社登録はしていない。

友人のいない教会堂の友の会 (Friends of Friendless Churches)：1957 年に設立され、1962 年には慈善団体登録した。しかし、独自に余剰教会堂を取得する必要を感じ、1973 年に Friends of Friendless Churches Limited を別に設立して同年会社登録を行い、その後 2006 年に慈善団体登録された。なお、当初の Limited を付さない FFC も存続し続けたが、2008 年に FFC Limited の関連団体として同名の団体が慈善団体登録されたのに伴い、当初団体の FFC は解散している。

以上のように、現在、慈善団体として活動をしている教会堂保全団体やナショナル・トラストは、どの団体もある段階で会社としての法人格を得るか、個別法による位置付けを得て建物や土地の取得を行ってきたことが明らかとなった。また、歴史的建造物や自然環境保護を目的としたこれらの篤志団体は、1960 年チャリティ法を契機として慈善団体として登録されるようになり、さらに、2006 年チャリティ法によって「環境保護・改善」など、歴史的建造物保護が包含される事項がチャリティの目的に明示された経緯が明らかとなった。

(3) 20 世紀半ばに複合用途教会堂 (Dual Purpose Churches) を建設した教会堂建設協会 (Incorporated Church Building Society) は、慈善事業活動家としても知られるジョシュア・ワトソン (Joshua Watson 1771-1855) により、1817 年に設立されたチャーチ・ルーム協会 (Church Room Society) を母体として 1818 年に設立され、1828 年に Incorporated Church Building Society Act 1828 により法人格を得ている。戦後、1963 年に慈善団体登録され、新築よりは維持保全に活動の中心をうつし、2013 年には、ナショナル・チャーチズ・トラストの関連団体 (Linked Society) となっている。本研究では同団体が複合用途教会堂を建設した 1930 年代からおよそ 10 年おきに発行された 3 冊の書籍を調査分析対象とした。

New Churches Illustrated (1936)：本書では 52 の教会堂が紹介され「建設年」「費用」「席数」「構造」「平面計画」と外観および内観写真が掲載されていたが、この時点では、掲載された教会堂はすべて単一用途のものであった。

Fifty Modern Churches (1947)：聖別教会堂 (35 件) と布教教会堂およびホール (15 件) で章分けされており、前者の平面はほぼ伝統的なものである。一方、布教教会堂は、正式には教区教会堂にはなっていないもので、新たに人口増加したニュータウン等を持つ教区内に設置され、運営は教区 (parish) または管区 (diocese) に属する。聖別された教会堂が建てられるまで使われ、聖別教会堂ができた後は、教区ホールとなることを企図している。この時期は複合用途の教会堂は布教教会堂でもいまだ限られており、複合用途でも、世俗用途用のステージを持たず、あくまでも礼拝に重きが置かれているものが多いことが分かった。

Sixty Post-War Churches (1956) : この本では、聖別されているか否かではなく、単一用途か複合用途かで章分けがなされている。第 1 章単一用途教会堂で紹介された事例は、前出の書籍と同様ほぼ伝統的な平面計画である。一番多いのは建物の両端または 90 度ずらして祭室とステージをおき、床を聖俗用途で共有するものである。しかし、「教会堂のいかなる部分も、ホールの用途の拡張として使われるべきではない。」「少なくとも床の 1/3 は教会堂専用とし、入口も分けられるべき」と述べられている。*Fifty Modern Churches* (1947)では、聖俗床を共用する型であったが、上記の推奨により、できるだけ床を共用しないもの、あるいは、共用するとしても、教会堂がホール側に拡張できるのであって、その逆ではないことに留意されていることが分かった。

20 世紀後半は教会堂を宗教目的のみならず他用途への転換もしつつ文化財として維持保全することが主な論点となってゆくが、19 世紀より再聖化を目指す教会が 20 世紀半ばの過渡期には、世俗用途も視野に入れて教会堂を建設していたことが明らかとなったが、あくまで、教会堂を中心として、複合用途教会堂を建設することに留意されていたことが明らかとなった。

(4) 19 世紀英国における過修復事例として知られるセント・オルバンズ大聖堂について「ビルディング・ニュース」誌および「ビルダー」誌に掲載された記事を分析した結果、各時代には次のようなことが起こり、議論されていたことが明らかとなった。

①屋根勾配論争：1870 年 8 月 1 日、塔の北東の柱に大きな亀裂が走る大事故が起こったが、G. G. スコットと助手の J. チャップルの働きで崩壊を免れ、1877 年にはセント・オルバンズ大主教区が誕生した。しかし、1878 年 3 月 27 日、スコットが急逝したのちは、エドムンド・ベケット(後のグリムソープ卿)がスコットが完遂できなかった壁の建て起こしに成功したことで、発言力を増した。ベケットは修復の資金提供を申し出、屋根修理においては、現状では、緩勾配屋根が架かっていたが、かつての痕跡を理由に急勾配屋根を架けることを提案し、早くも 7 月には承認されてしまった。その屋根形状について G. E. ストリートや J. ニールが考古学的調査を行い間違いを指摘したものの、決定は覆されず、1879 年には、急勾配屋根がほぼ完成に近づいた。

西正面デザインに関する論争：急勾配屋根を架けることで、西正面の納まりが問題になる。ベケットは早くも 1879 年 11 月には西正面他、修復工事続行の許可を申し出、一部の反対があったものの、結局その許可が 1880 年には与えられてしまう。G.G.スコットの息子の J. O. スコットが西正面に対する対案を出したものの、これも既存の西正面を完全に残す形ではなく、投票結果でベケットに敗れたことで、ベケット案が正式に採用されることとなった。

祭壇とレディ・チャペル修復に関する論争：西正面が完成した後もベケットの修復は続き、南翼廊、北翼廊も急勾配屋根に架け替えられ、ステンドグラスも入れ替えられた。こうしたベケットの修復が建物全体に及ぶことをおそれた H. H. ギップスは、A. プロムフィールドの監修のものレディ・チャペルの修復を行うことを申し入れた。その際、1889 年 4 月から 11 月の間に投書や編集者の意見として、85 通もの記事が掲載された。しかし結局、裁判ではベケットにはすでに 1880 年に修復の許可を得ており、それと重複する許可をギップスに与えることはできないとの結論となり、ギップスは建物とは切り離して考えることができると判断された祭壇の彫刻のみを担当できることになった。

ベケットは、技術者として壁の建て起こしに成功するとともに、資金提供もし、さらに大聖堂の委員会から修復の正式な許可を得ていた。考古学的見地からの批判は実効性を持たず、また、小建築保護協会 (SPAB) による過去の職人を至上としあらゆる現代的介入を非難する態度も受け入れられることはないばかりか、ビルダー誌の社説はそのような SPAB の態度を激しく批判していたことも分かった。

英国における教会堂は 19 世紀に至るころ、社会的紐帯を維持するものとして再注目された。だが、多くの教会堂は、荒廃の危機にもあった。教会堂を再生するためには技術・資金・手続きが必要であったが、考古学や保存理念団体のすべての意思を汲み取ることは困難を極めた。技術や資金・手続きに関する研究が進み、制度が整えられても、実際に行われる歴史的建造物の保存修復原工事の内容は事例によって大きく異なった。

一方、20 世紀においては、教会側も社会的役割を再認識する中で、礼拝のみならず、コミュニティ施設として使用可能な複合用途の教会堂の建設をするなど、教会堂を社会資産としてゆく試みを行った。ただし、文化財保護制度の上では、教会堂は「モニュメント」の定義からはずし、文化財である以前に宗教施設であるという認識を持っていたことが窺われる。宗教施設の適用除外制度はある意味、教会堂に特権的な取り扱いを容認するものであった。

だが、膨大な数の教会堂の維持は教会だけで担い切れるものではない。余剰となった教会堂の扱いには、現状を保存することを重視したものや、他用途へ改修されたものなど、さまざまな形のものがあり、維持保全団体の活動・守備範囲もそれぞれ異なっている。

教会堂の「社会資産」となりゆく過程の多様性は、理念・精神の多様性の反映ともいえる。多様性は制度の不徹底とも言えるが、反対に、さまざまなレベルでのセイフティ・ネットが存在すると捉えることも可能である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 頼原澄子	4. 巻 2018
2. 論文標題 セント・オルバンズ大聖堂における修復事業について--- 1879年～85年	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 2018年度関東支部研究発表会優秀研究報告集	6. 最初と最後の頁 建築歴史意匠部門
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 頼原澄子	4. 巻 125
2. 論文標題 出発点としての原爆ドーム	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 本郷	6. 最初と最後の頁 17-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 頼原澄子	4. 巻 2017
2. 論文標題 セント・オルバンズ大聖堂における屋根勾配をめぐる論争について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 2017年度関東支部研究発表会優秀研究報告集	6. 最初と最後の頁 建築歴史意匠部門
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 頼原澄子
2. 発表標題 英国における教会堂保護団体について Ⅰ. ブルマー = トーマスの活動を中心に --- 近現代教会建築史に関する比較論的研究（11）
3. 学会等名 日本建築学会大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 額原澄子
2. 発表標題 セント・オルバンズ大聖堂における修復事業について--- 1879年～85年
3. 学会等名 日本建築学会関東支部研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 額原澄子
2. 発表標題 セント・オルバンズ大聖堂における修復事業について--- 1885年～91年
3. 学会等名 日本建築学会関東支部研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 額原澄子
2. 発表標題 イギリスにおける歴史的建造物保全団体の慈善団体・会社登録状況 ---近現代教会建築史に関する比較論的研究(12)
3. 学会等名 日本建築学会大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 額原澄子
2. 発表標題 セント・オルバンズ大聖堂における屋根勾配をめぐる論争について
3. 学会等名 日本建築学会関東支部研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 額原澄子
2. 発表標題 英国における教会堂保護団体について
3. 学会等名 日本建築学会大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 額原澄子	4. 発行年 2016年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 240
3. 書名 原爆ドーム 物産陳列館から広島平和記念碑へ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----